

生活者優先時代を実現する 2017年(平成29年) 8月 5日 2206号 毎月5日、15日、25日発行

日本消費経済新聞

©日本消費経済新聞社2017

〒101-0065 東京都千代田区西神田2-5-7 Tel: 03-3263-1191 Fax: 03-5276-7878
URL: http://www.nc-news.com 昭和46年12月24日第三種郵便物承認購読料 1年8,400円
半年4,200円

消費者契約法見直し

判断力不足につけ込む契約取消権、見送り

高齢化、成人年齢引き下げに対応できるのか

消費者契約法を見直してきた内閣府消費者委員会の専門調査会で7月27日、報告書案が示された。高齢化や成人年齢引き下げに対応するため、判断力不足につけ込んで不必要な契約させた場合の契約取消権導入を求める意見が、学識経験者や弁護士、消費者側委員から最後まで出され続けたが、合意することはできなかった。新たに追加される契約取消権は、「不安を知りながら、不安をおおる」「契約を断り切れない人間関係を新たに作る」ことで、消費者の判断力が働かない状況を作り出す2つの場合に限定された。威迫する行為については、「勝手に商品やサービスを提供して、契約を迫る」「こんなに時間や労力をかけたのに契約しないのかと迫る」—2つの行為で困惑して契約してしまった場合にも契約取消権を認める。この改正内容で、高齢化や成人年齢引き下げに対応できるのか。(相川優子)

新たな契約取消権 判断働かなくさせる場合に限定

高齢化や情報化など社会経済状況の変化に対応するため見直し。今年6月3日に施行された改正法では過量契約の取消権が導入されたが、高齢化に対応する判断力不足につけ込んだ場合の取消権などが残された課題になっていた。今年1月には、親委員会から成人年齢引き下げに対応するために、知識や経験不足などにつけ込んだ民法の未成年取消権に代わる取消権の検討も求められていた。

検討の課程で、事務局から「年齢等に応じた生活状況等に照らして不要な契約であることを知りながら契約させた」場合の取消権が提案されたが、事業者側委員から、取り消しになる場合の要件が明確でない、若年成人の相談件数が減少していることなどが指摘された。

日本弁護士連合会から「判断力の不足に乗じて、不必要な契約、過大な不

利益をもたらす契約」をさせた場合の取消権が提案されたが、事業者団体から判断力不足の要件が明確でないなどの意見が出され、合意には至らなかった。

学識経験者や消費者側委員からは、「海外では、すでに消費者契約法だけでなく民法で規定されている。消費者契約法でも成案が得られなかったのは非常に問題」「高齢化に対応するために、過量契約の取り消しは入ったが、安い商品を高く買わせる、同一でない商品を次々買わせた場合に対応できない。つけ込み型取消権は必要不可欠」「高齢者が敷布団や上掛け、トルマリン入り敷きパッド、ムートンシーツなどで300万円もの契約をさせられた、20歳代の女性が200万円ものエステの契約をさせられた相談がある。全国の条例で規定されているものになぜ、対応できないのか」「日本が直面して

追加される契約取消権

〈合理的に判断できない状況を作り出す〉

- ①不安を抱いていることを知りながら、正当な理由なく不安をおおる
- ②勧誘目的で、新たに、断り切れない人間関係を築いて乱用する

〈心理的な負担を抱かせる〉

- ③勝手に商品やサービスを提供してしまい、契約を迫る
- ④こんなに時間や労力をを使ったのに契約しないのかと迫る

追加される無効になる契約条項

- ①消費者が成年後見等の開始決定を受けたことのみを理由に、事業者が契約を解除できる条項
- ②事業者に以下の解釈・決定権限を付与する条項
- ③事業者が債務不履行を認めたときにのみ損害賠償をする条項
- ④事業者の不法行為を認めたときにのみ損害賠償をする条項
- ⑤事業者に債務不履行があるにもかかわらず、消費者が契約解除できるかどうか事業者が決める条項

いる超高齢化という社会環境の変化を、ただ見ているだけでいいのか。不作為を問われても仕方ない。非常に残念」「喫緊の課題で、要件が明確化できなければ見直せないのが消費者契約法のあるべき姿なのか。受け皿規定が必要ではないか」などの意見が相次いだ。

山本敬三座長(京都大学大学院法学研究科教授)は、「民法に規定を置く方が本来望ましいと思ってきたが、要件の明確化、予見可能性の点で改正から落ち、ここでも同じことが起きた」と議論を振り返った。

消費者委員会の河上正二委員長(東

京大学大学院法学政治学研究所教授)は、「大変残念であると発言した委員が6人いた。本当にこれでよかったのか。法務省が次の臨時国会にも成人年齢引き下げのための民法改正案を提出する意向を示している中で、若年者保護のためのルールをセットにして消費者委員会が発信していかなければならないのではないかと発言。「若年者の相談は減っているが、若年者は消費生活センターに相談せず、SNSで問題を解決する傾向があり、返って傷口を広げることさえ危惧される。民法の未成年取消権がなくなったときに、高校の現場にマルチ取引がまん延する懸念がある。マルチ被害が高校の現場に広がってからは遅い」と指摘した。

さらに、報告書の取りまとめに当たっても、「コンセンサスが得られなかった大きな理由は、明確な要件の立て方への疑問だった。民法と特商法の中間にあるような消費者契約法のルールを作るときには、解釈に幅がある。実際の運用や解釈を積み重ねて実務的に明らかにしていくほかない。明確にならなければルール化できないとすると、受け皿的な規定を作るのが不可能になる」と、この時点で立法的措置を講じることの重要性を訴えた。

不安知りながら不安をおおる要件 「正当な理由なく、強調し告げる」

合意された新たな取消権は、事業者が消費者の事情につけ込む行為から、悪質性が明確な行為を切り出した。

1つ目の不安をおおる行為では、「あなたの夫が亡くなったのもあなたのせいだ」「除霊しなければ家族全員グメになる」など、靈感商法の事例を対象にすることには異論はなかった。ただし、事業者団体から、受験の天王山で「今やらないと後悔する」、肌年齢のチェックをして「肌年齢は実年齢よりプラス10歳。放置しておくと、どんどんエイジングが進む」などは不当性に疑問があるとの指摘が出された。

Asahi
アサヒビール

30周年の感謝をこめて

“乾杯!” 心がつながるうまさを、ぞくぞくと。

SUPER
“DRY”

ビール 飲酒は20歳になってから。飲酒運転は法律で禁止されています。ほどよく、楽しく、いいお酒。すべては、お客さまの「うまい!」のために。アサヒビール株式会社 (お酒)